

和光市の市民参加における課題整理

○新しい市民参加の手法について（条例第7条、第13条・手引P21、P45）

＊コロナ禍を契機としたオンラインツールの導入

- ・ Y o u T u b e：説明会及び書面会議における説明。
- ・ Z o o m：説明会、審議会、ワークショップ及び意見交換会。
- ・ S N S：広報及びアンケート案内。
- ・ W e b アンケート：アンケート及びアイデア募集。

＊オープンハウス（パネル展示型説明会）の導入

○市民からの意見の聴取及び公開の方法について

＊説明会等での意見についての取り扱い

説明会やワークショップ、意見交換会などの場で出た、市民からの口頭意見について、当該意見をパブコメと同様に、発言者の住所・氏名等を明らかにし（公表はしない）、提出意見の概要と市の考え方等を後日公表すべきかの検討。

○市民参加の実施時期について（条例第8条・手引P23）

計画等の策定においては、策定の骨子の段階から市民参加を行うなど、計画案が固まる前に市民の意見を取り入れる時期についての検討。

○市民参加の広報について

＊市民参加における好事例の周知（庁内・庁外）

地域公共交通計画の策定、総合振興計画の策定 etc…。

○使われていない市民参加の手法の整理（条例第9条、第11条、第14条、第15条）

市民政策提案、公聴会、住民投票など。但し、制度を根幹から見直す場合は、条例改正が必要となる可能性がある。

○その他

対象となるテーマ・分野が近い事業について、組み合わせた市民参加を行うと相乗効果が出やすい。（R3：都市マス・地域公共交通計画・みどりの基本計画など）